

今、百日咳が流行っています。

6月に入っても百日咳の発症が学内でみられています。
感染防止のために以下の点にご注意ください。

●マスク着用とうがい・手洗いを励行しましょう。

他人に感染させぬようマスクの着用をお願いします。

特にワクチン接種前の乳児が感染すると重篤化することがありますので注意が必要です。

●「咳」がでたら、早めに受診しましょう。

咳が続くようなら早めに医療機関（内科など）を受診し、学内で百日咳患者が出ていることを告げ、診察・治療を受けて下さい。身近な人が百日咳となり、接触後7～10日後に咳がでるようなら、早急に治療を受けてください。

●「百日咳」と診断されたら

学校保健法では、「特有の咳が消失するまで」あるいは「病状により伝染のおそれがないと認められたとき」まで登校停止となります。教職員の方は適用外となりますが、感染防止に充分ご配慮下さい。詳しくは医師にご確認下さい。

●抗生物質が有効です。

有効な抗生物質（マクロライド系）が開始され5日以上経過し、咳が治まるようならば伝染性はありませんが、完全に治癒するには10～14日間の抗生物質の内服が必要です。伝染性の有無や治療期間については医師の判断が必要ですので、診療を受けた医療機関に問い合わせ下さい。

●問合せ先

本郷支所 03-5841-2580 (内線 22580)

駒場支所 03-5454-6168 / 6180 (内線 46168 / 46180)

柏支所 04-7136-3040 (内線 63040)